

令和5年度特別支援学校における新規常勤講師に対する校内研修実施要項

岐阜県教育委員会

1 目 的

特別支援学校の新規常勤講師に対し、初任者校内研修に準じた研修を実施し、教職員として必要な資質・能力を身に付け、実践できるようにする。

また、研修を受講した新規常勤講師が、研修受講完了後、5年以内に岐阜県の特別支援学校教諭として採用された場合は、初任者研修における校内研修を一部軽減することで、教諭として校務に専念できる時間を確保する。

2 対 象

これまでに、教職の経験がなく（他の地方公共団体、他校種、私学を含む）、令和5年度内に本県の特別支援学校に新規採用された常勤講師。または、令和4年度内に常勤講師として新規採用され、常勤講師研修を未実施で令和5年度も引き続き常勤講師として採用された職員。

3 内 容

- (1) 新規常勤講師は、年間を通して、週3時間、年間90時間の、初任者研修に準じた校内研修を受ける。
- (2) 年間90時間の内訳は、一般研修50時間、授業参観40時間とする。
- (3) 一般研修50時間の内容は、「生徒指導」「進路指導」「基本的事項」「特別活動」「その他（特別支援教育、人権教育、学校保健等）」とする。
- (4) 授業参観については、他の特別支援学校、他の校種の学校での参観も含められるものとする。

4 校内の体制

校長、指導教員の役割

- (1) 新規常勤講師の指導教員は、校長が委嘱する。
[初任者研修指導教員等が兼務することができる。]
- (2) 校長は、指導教員の参画を得て、年間の校内研修計画を立案し、研修の運営実施調整を行うとともに、実施後の報告を行う。
- (3) 校長及び指導教員は、研修目的に沿って円滑に行われるよう、若手教員を中心としたメンターチームを組み、組織的に運営する。

メンターチームを中心とした一般教員の役割

- (1) 指導教員を除く他の教員は、年間指導計画に基づいて、指導教員等と連携をとり、新規常勤講師に対して、OJTにより具体的に、学習指導や学級・HR経営等の指導及び助言に当たる。
- (2) 年間指導計画に基づいて、新規常勤講師の授業参観を受け入れる。

新規常勤講師

(1) 授業時間数

新規常勤講師の研修参加に配慮し、以下のように授業担当時数等の軽減を図る。

新規常勤講師の週当たりの授業担当時数の目安

・小学部担当；23～25時間程度

・中学部担当；19～21時間程度

・高等部担当；18時間程度

(2) 研修時間と指導教員・新規常勤講師の関係

校内研修	週研修時間	年間研修時間	指導教員	新規常勤講師
授業参観	1～2時間	40時間	参観の調整	参観
一般研修	1～2時間	50時間	指導（調整）	研修
合 計	3時間	90時間		

(3) 時間割編成上の留意事項

新規常勤講師と指導教員の研修時間が重なるように位置付ける。

研修時間については、週時程に組み入れる。

7 年間指導計画及び指導報告書の提出

提 出 物	提出期限
年間指導計画（1）【様式1 - J】	令和 5年 4月28日（金）
年間指導計画（2）【様式2 - J】	
年間指導計画（3）【様式3 - J】	
指導報告書 【様式4 - J】	令和 6年 3月 8日（金）

※ 年間指導計画及び指導報告書は、別添の様式を使用する。

※ 年間指導計画及び指導報告書は、メールで提出する。

※ 年度途中で採用となり、研修実施を希望する場合は、教育研修課と協議すること。提出物の提出期限はその際別に指示する。

8 受講後の取扱（初任者研修の一部軽減）

当該研修受講完了後、5年以内に岐阜県の特別支援学校の教諭として採用された場合、初任者研修校内研修における一般研修50時間は、全て受講済とみなされる。また、授業参観は40時間分受講済とみなされる。そのため、初任者研修では、研究授業30時間、授業研究30時間、計60時間の校内研修を行うこととする。